



可見市中学生期のスポーツ・文化活動指針

学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する
総合的なガイドライン

令和3年3月

令和4年3月改定

令和6年3月改定

令和7年3月改定

令和7年9月改定

令和8年3月改定

可見市
可見市教育委員会
(可見市地域クラブ活動推進会議)

目次

はじめに	1
I 経緯	2
II 基本方針	3
III 地域展開の受け入れ先	3
IV 定義	4
1 学校部活動	4
2 地域クラブ活動	4
3 ジュニアクラブ活動	5
4 プラスワン活動	5
V 運営	6
1 推進体制	6
(1) 体制整備		
(2) 可児市地域クラブ活動推進会議		
(3) 運営体制・実施体制		
2 指導体制	7
3 地域指導者について	7
(1) 地域指導者の区分		
(2) 地域指導者の要件		
(3) 地域指導者の推薦	8
(4) 地域指導者の公募		
(5) 地域指導者の資質向上と生徒の心身の健康管理について	9
(6) 地域指導者の勤務内容及び報酬等	10
(7) 地域指導者の委嘱・登録取り消しについて	11
4 活動時間や休養日等について	11
(1) 活動時間		
(2) 休養日		
(3) 活動を計画するにあたり配慮すること	12
5 施設利用について	12
(1) 学校施設の利用について		
(2) 学校以外の施設利用について	13
6 複数校合同部活動について	13
(1) 複数校合同部活動に対する考え方		
(2) 複数校合同部活動の編成方法		
7 配慮事項	14
(1) 安全面及び物品管理		
(2) 会計の管理		

8 今後の地域展開に向けた取り組み	15
VI 今後のスケジュールについて	15
VII 問い合わせ先	16

はじめに

本指針は、中学生期におけるスポーツ・文化活動について、より多くの機会を創出し、多様なニーズに対応した活動ができるよう、可児市立の中学校（以下「学校」という。）の学校部活動を持続可能なものにするとともに、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形での実施環境の構築を目指し、中学生期のスポーツ・文化活動のあり方に関して定めるものである。

なお、本指針については、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（文部科学省 R7.12）、「岐阜県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（岐阜県教育委員会R8.3）、「中学校における部活動の運営について（通知）」（可児市教育委員会 R1.7）、（以下、「部活動ガイドライン」という。）を踏まえて策定するものである。

I 経緯

1 国による部活動運営の変化

令和2年9月に文部科学省より、「学校の働き方を踏まえた部活動改革」が発表され、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示された。

また、国において令和4年6月には「運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言」、8月には「文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言」が取りまとめられ、令和4年12月に国において、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）の移行に取り組むべく「学校部活及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定された。（「地域移行」から「地域展開」へ変更。）

令和7年12月には、文部科学省として改革推進期間の検証と、令和8年度以降の方向性について示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）が策定された。

2 県による部活動運営の変化

岐阜県教育委員会では、「岐阜県中学校部活動のあり方検討会」（以下「検討会」という。）の議論を経て、令和8年度以降の地域展開の方向性を示す「岐阜県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「県ガイドライン」という。）を令和8年3月に策定した。

3 可児市における部活動改革

可児市においては、国・県の動向を踏まえながら、令和3年度から部活動改革に取り組んでいる。

令和3年度の「制度設計期間」、令和4～5年度の「試行実施期間」を経て、令和6年度から「本格実施期間」として、休日の学校部活動の指導部分の地域クラブ活動への展開をスタートしている。

引き続き、国や県の動向を注視しながら、令和8年度～10年度で休日の指導部分以外も段階的に地域へ展開を目指し、令和11年度以降の平日部活動の改革方針について検討する。

4 地域クラブ活動への展開方針

可児市では、現状の学校部活動が抱える課題と休日の地域展開の課題の両方を解決できる体制整備を進め、「生徒がやりたい活動ができる中学生にと

現状

- ・チームが出来ない・存続が危ういため、継続的な活動に不安がある。
- ・やりたい部活動が学校にない。
- ・保護者会だけでは持続できない。
- ・指導者が確保できない。
- ・保護者の負担が増えてしまう。 など



目的

- ・中学校部活動を持続可能にするとともに、中学生にとって望ましい実施活動環境を整備します。
- ・学校の働き方改革のため、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を整備します。

って望ましいスポーツ・文化活動の実施環境の構築」を行い、「生きる力」の育成を図る。

II 基本方針

このような経緯から、中学生にとって望ましいスポーツ・文化活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、可見市における中学生期のスポーツ・文化活動の基本方針を次のように定める。

【基本方針1】

「生きる力（確かな学力・豊かな人間性・健康と体力）」の育成を図る

- (1) スポーツや文化及び科学等に親しむ態度を養う。
- (2) 体力・運動能力や競技力、表現力、創造力の向上を図る。
- (3) 責任感や連帯感、公正さや規律を尊ぶ態度、社会性（コミュニケーション力、他者を尊重し他者と協同する精神等）、思考力や判断力を涵養する。

【基本方針2】

中学生期のスポーツ活動及び文化活動における環境を整備する

- (1) 「学校 - 家庭 - 地域 - 行政」が目的を共有して当事者意識を持ち、協働で実施する。
- (2) 地域クラブ活動によるスポーツ・文化活動の実施環境を整備する。
- (3) 休日の学校部活動を学校単位から地域単位の取り組みへ展開する。
- (4) 生徒の健康管理と事故防止、家庭や学校（教職員）、地域（指導者）の負担軽減を図る。
- (5) 地域指導者の発掘と資質向上を図る。

III 地域展開の受け入れ先

〔地域展開種別〕

総合型地域スポーツクラブ実施型

休日の学校部活動がなくなるため、学校に代わり持続可能な組織運営を行うことができる体制として、社会教育活動を実践している総合型地域スポーツクラブを新たな受け皿とし、市が運営を行う。

〔実施主体〕

可見市（事務局：市民文化部 文化スポーツ課）

部活動改革の制度設計・提案・調整、相談窓口など推進主体として管理・運営を行う。実施業務は「地域クラブ活動推進事業」として、可見UNICスポーツクラブ（以下「UNIC」）へ業務委託し実施する。

〔運営主体〕

一般社団法人可見UNICスポーツクラブ

可見市からの委託によりUNICが運営主体となり、UNICの組織体制を活用した個人・団体会員登録・管理、指導者登録・管理・報酬支払、保険加入・事故対応等各種事務を行う。UNICによる持続可能な組織運営体制を構築していく。

IV 定義

この指針において、中学生期のスポーツ・文化活動を次のように定義するとともに、学校における学校部活動を補完し、連携する地域クラブ活動を具体的に示す。

1 学校部活動

学校教育活動の一環として、スポーツや文化、学問等に興味と関心をもつ同校の生徒が、教職員の指導の下に、平日において自発的・自主的に活動するもの。

(1) 活動時間

- ① 平日の放課後
- ② 長期休業期間（夏季、冬季）の平日（8時30分～16時30分） ※変更可

(2) 責任者

- ・ 校長

(3) 指導者

- ・ 学校の教職員（部活動顧問）または、必要に応じて保護者が推薦・承認し、校長が委嘱した外部指導者^{※1}（年度ごとに委嘱を行う）。

※ 外部指導者は、部活動顧問が計画した活動時間の中において、部活動顧問と連携し指導することができる（中学校体育連盟や各種協会・連盟等の大会においての指導も可）。

(4) その他

- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校は学校部活動への参加を強いることがないよう留意する。
- ・ 学校、指導者は、生徒の多様な意識やニーズを理解し、バランスのとれた指導をする。
- ・ 外部指導者は、傷害保険に加入する。保険に関わる費用は、学校等が負担する。
- ・ 地域クラブ活動と連携し、定期的な情報共有・連絡調整を行うこと。

※1 外部指導者：当該校の部活動顧問以外で、その学校部活動の支援をするために、校長が委嘱している指導者

2 地域クラブ活動

学校部活動にある種目をもとに、中学校区を基本単位として、可見市全体で活動・チーム編成ができる体制（単独型、合同型、オール型、拠点型）により、UNICに加入（学校の管理外）して行う地域のクラブ活動。（UNICへの加入には、年会費1,000円が必要）

(1) 活動時間

- ・ 休日（土曜日、日曜日、祝日）
※学校部活動を補完する活動のため、施設利用料は減免。（一部対象外あり）

(2) 責任者

- ・ 地域指導者^{※2}又は参加生徒の保護者（保護者会代表）。

(3) 団体登録

- ・ UNICにて登録する。（オンラインで市へ届出）

(4) 指導者

- ・ 地域指導者のうちから、必要に応じて保護者が委嘱した者。

(5) その他

- ・ 生徒・地域指導者は、傷害保険に加入する。（費用は市が負担。）
- ・ 責任者及び指導者は、けが、事故、諸問題は責任者を中心に適切に対処し、責任を負う。
- ・ 学校部活動と連携し、定期的な情報共有・連絡調整を行うこと。

※2 地域指導者：UNICに登録し、指導者講習を受講している指導者で、「指導者」と「サポーター」の2つの区分がある

3 ジュニアクラブ活動

学校部活動及び地域クラブ活動において、技術の向上や合同での練習機会などさらに充実させたい生徒の希望に応える活動で、学校単位に関わらず、UNICに加入（学校の管理外）して、オール可児での活動・練習を行う地域のクラブ活動。（活動・練習の場であり試合参加はなし）

(1) 活動時間

- ① 平日の下校後
- ② 休日（土曜日、日曜日、祝日）
- ③ 長期休業日（夏季、冬季）

(2) 責任者

- ・ 活動団体の代表者。

(3) 団体登録

- ・ UNICにて登録する。

(4) 指導者

- ・ 地域指導者。

(5) その他

- ・ 生徒・指導者は、傷害保険に加入する。（費用は市が負担。）
- ・ 責任者及び指導者は、けが、事故、諸問題は責任者を中心に適切に対処し、責任を負う。

4 プラスワン活動

地域クラブ活動を行う保護者会において、活動をさらに求めようとする希望生徒が、学校部活動及び地域クラブ活動にプラスする活動（プラスワン活動）として、保護者の管理下（学校の管理外）で、自発的・自主的に行うUNIC活動。

(1) 活動時間

- ① 平日の下校後
- ② 休日（土曜日、日曜日、祝日）
- ③ 長期休業日（夏季、冬季）

(2) 責任者

- ・ 保護者会の代表者。

(3) 団体登録

- ・ UNICにて登録する。（活動名は地域クラブ活動名と同じ）

(4) 指導者

- ・ 地域指導者。

(5) その他

- ・ 生徒・指導者は、傷害保険に加入する。（費用は市が負担。）
- ・ 責任者及び指導者は、けが、事故、諸問題は責任者を中心に適切に対処し、責任を負う。
- ・ プラスワン活動の実施の有無は保護者会にて決定する。
- ・ プラスワン活動はUNICの登録団体であるが、運営はすべて保護者会にて行う。
- ・ 責任者、団体登録、指導者、その他については、地域クラブ活動における登録内容を兼用する。
- ・ 責任者及び指導者は、当活動に参加しない生徒が、参加しないことを理由に（学校部活動などにおいて）不利益となることがないように十分配慮する。

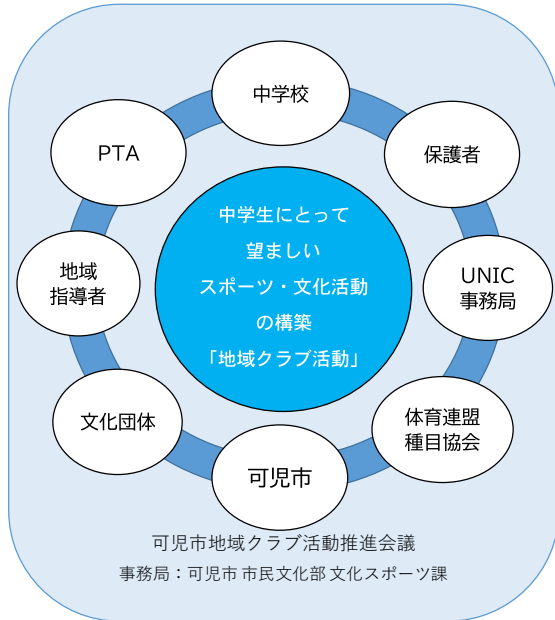
※プラスワン活動は「地域クラブ活動」を補完する形で実施する活動である。そのため本指針に示す活動時間及び休養日の範囲内で行われる活動とする。

V 運営

Ⅰ 推進体制

(1) 体制整備

可児市部活動改革を推進するにあたっては、お互いが目的を共有して当事者意識を持ち、良い結果を生み出していく「協働型推進体制」で推進する。



【可児市部活動改革「協働型」推進体制図】

【役割分担】

- 中学校
 - ・学校部活動、地域クラブ連携、地域引継ぎ等
- 保護者
 - ・保護者会運営、活動支援、指導者推薦等
- PTA連合会
 - ・意見集約、提案・調整・連絡、情報発信等
- 地域指導者
 - ・地域クラブ指導、学校連携、学校引継ぎ等
- 体育連盟・種目協会
 - ・指導者派遣、指導者講習会、種目協会連携等
- 文化団体
 - ・指導者派遣、指導者講習会、種目協会連携等
- UNIC事務局
 - ・各種事務手続き、体制整備、保険対応等
- 可児市教育委員会
 - ・学校施設利用・整備・備品、兼職兼業等
- 可児市(文化スポーツ課)
 - ・総括事務局、制度設計・提案・調整・連絡、相談窓口、部活動改革推進主体、公共施設利用等
- ◎可児市地域クラブ活動推進会議
 - ・仕組みづくり、支援制度の制定等

(2) 可児市地域クラブ活動推進会議

可児市における中学生期のスポーツ・文化活動の推進を目的に、関係機関の連携協力を行うための組織として設置する。本指針の施行状況を勘案し、必要があると認める時は、この指針や組織について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(3) 実施体制・運営体制

- ① 実施主体【可児市(事務局文化スポーツ課)】
部活動改革の制度設計・提案・調整、相談窓口など推進主体として管理・運営を行う。
- ② 運営主体【(一社)可児UNICスポーツクラブ】
UNICが運営主体となり、UNICの組織体制を活用した持続可能な組織運営体制を段階的に構築していく。
- ③ 問い合わせ・相談窓口
部活動改革全般に関わる相談窓口を「可児市文化スポーツ課」に設置する。

2 指導体制

- (1) 学校部活動、地域クラブ活動それぞれにおける責任者は、基本方針、ねらい（目的）、指導内容、指導方法（練習方法）、活動期間、活動時間、諸問題への対応、会計等を明確にし、その計画や規約等を作成する。また、それを加入の際や保護者会等で、生徒、保護者、指導者に説明し、共通理解を図る。
- (2) 学校部活動、地域クラブ活動の連携を密にする。部（学校）は「三者代表者会」^{※3}を、各クラブは「二者連携会議」^{※4}を定期的に行き、活動内容、指導内容、生徒の実態（心身や技能の状況、仲間関係）等について、共通理解を図る。意見や要望、諸問題についてはその場で検討し、合意形成を図り、その後の指導・支援が適切に行われるようにする。また、学校が中心となり、必要に応じて諸会を設置・開催する。

- ※3 三者代表者会：学校が主催する、学校（校長、各部活動顧問等）・各部保護者代表・全外部指導者の三者における会。上記に示す方針やねらい等に併せ、生徒の実態、諸問題について検討及び共通理解を図る。（学校のみ）
- ※4 二者連携会議：各クラブが主催する、全保護者・指導者の二者における会。上記に示す方針やねらい等に併せ、生徒の実態、諸問題について検討及び共通理解を図る。（地域クラブ活動のみ）

3 地域指導者について

(1) 地域指導者の区分

地域指導者に「指導者」及び「サポーター」の2つの区分を設け、地域指導者として登録（新規または継続）する際に、どちらかの区分を選択する。それぞれの区分については、次のとおり定義する。

指導者：日頃から活動種目に関する知識技能、指導技術等の習得・向上に努めるとともに、学校と連携し、学校部活動の教育的意義も踏まえながら、地域クラブ活動において生徒の指導等にあたる者をいう。

サポーター：学校部活動の教育的意義も踏まえながら生徒と関わり、活動時の見守りや球拾い等、地域クラブ活動において補助的支援にあたる者をいう。

(2) 地域指導者の要件

地域指導者は、以下の条件を満たした社会人とする。

【指導者・サポーター共通事項】

ア 成人（18歳）に達している。（学生、教職員も可とする）

イ 市が実施または指定する指導者講習会を受講している。

ウ 市の指針等に基づいて生徒と関わるができる。

【指導者のみ対象事項】

エ 国・県のガイドライン及び、市の指針等に基づいて指導できる。（技術、責任感や連帯感、公正さや規律を尊ぶ態度、社会性・思考力や判断力等、心身を育てるための総合的な指導）

オ 研鑽を重ねるなど、日頃から必要な知識や技術（種目に関する知識技能、指導技術、生徒理解等）の習得に努めている。

カ 長期的・継続的に指導できる。（原則1年以上とするが、3年以上が望ましい）

(3) 地域指導者の推薦

- ① 地域指導者（指導者及びサポーター）は、保護者会からの推薦を基本とする。
- ② 保護者会と学校にて指導者が確保できない場合は、市（文化スポーツ課）に相談するものとし、市は体育連盟、各種目協会、文化団体等と協力して指導者の確保に努めるものとする。

(4) 地域指導者の公募^{※5}

- ① 趣旨
中学生期におけるスポーツ・文化活動について、安定的かつ継続的な地域クラブの運営体制の構築に向け、指導者の円滑な確保を図るために実施する。
- ② 公募の内容
趣旨の目的を達成するため、岐阜県地域クラブ指導者人材バンク（以下「県人材バンク」という。）を活用しつつ、次に掲げる事項を行うものとする。
ア 地域クラブまたは学校からの要望に応じて、地域指導者を公募。
イ 地域指導者の情報管理及び提供。
ウ 地域クラブ及びその他関係団体との連絡調整。
エ その他市が必要と認めること。
- ③ 公募の依頼
ア 地域クラブまたは学校は、公募制度を利用することについて、地域クラブ内及び保護者会内、地域クラブと学校間で合意形成を得たうえで、市に依頼するものとする。
イ 地域指導者の公募を希望する地域クラブまたは学校（以下「依頼者」という。）は、可児市地域クラブ活動指導者公募依頼書（以下「依頼書」という。）を市に提出するものとする。
ウ 依頼者は、原則保護者代表又は、部活動顧問とする。
エ 市は、イの規定による依頼を受けたときは、公募の依頼が不相当と認めた場合を除き、依頼書を受理するものとする。
- ④ 公募の方法
市は③による依頼に応じ、次に掲げる事項を行うものとする。
ア 県人材バンクの登録者情報の提供を県へ依頼。
イ 県人材バンクに該当者がいない場合又は、依頼者の求めに応じて、市ホームページにて地域指導者を公募する。
- ⑤ 地域指導者申込みの要件
市は、次の各号のいずれにも該当する者の申込みを受け付けるものとする。
ア 「(2) 地域指導者の要件」に定める事項を満たす者
イ 「(7) 地域指導者の委嘱・登録取り消しについて」に定める事項について同意する者
ウ ⑦の規定により、情報公開について同意する者
- ⑥ 地域指導者登録の申込み
ア 地域指導者としての登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、可児市地域クラブ活動指導者申込書（以下「申込書」という。）を市に提出するものとする。
イ 市は、アの規定による登録の申込みを受けたときは、以下の規定により該当する場合を除き、当該申込者について申込書を受理するものとする。
ア) 申込者が⑤に規定する申込みの要件を満たしていないとき。
イ) 提出した申込書に虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。
ウ) 地域クラブまたは学校が地域指導者の公募を希望しないとき。

(E) 前項に掲げるもののほか、市が登録の申込みを不相当と認めたとき。

⑦ 県人材バンクの登録者及び申込者の情報提供

ア 市は、利用目的が地域指導者の公募の制度趣旨に反する場合を除き、依頼に応じた県人材バンクの登録者情報及び、申込者の以下の情報を依頼者に提供できる。

(ア) 氏名

(イ) 連絡先

イ 依頼者は、取得した県人材バンクの登録者情報及び申込者の情報について、共有は地域クラブ内にとどめ、連絡先については依頼者のみの取扱いとし、目的以外のことには使用しないものとする。

⑧ 県人材バンクの登録者及び申込者との交渉、交渉結果の報告

ア 依頼者は、⑦の規定により情報の提供を受けた県人材バンクの登録者及び申込者と、直接交渉するものとする。

イ 依頼者は、交渉の結果を市へ報告するものとする。

⑨ 電子情報処理組織による申込み等

③の規定による依頼書及び、⑥の規定による申込書の提出については、可見市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年可見市条例第2号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

※5 公募する地域指導者のうち「サポーター」は公募の対象には含めず、「指導者」の確保を優先する。

(5) 地域指導者の資質向上と生徒の心身の健康管理について

① 地域指導者は、自己研鑽に努め、指導者講習会や研修会に積極的に参加するようにする。

② 地域指導者は、学校部活動、地域クラブ活動全てにおいて、生徒の命を守ることを大前提に置き、生徒の健康状態を把握し、活動状況を観察したり声をかけたりし、施設設備や用具の安全確認を定期的に行うなど、けがや事故、諸問題の未然防止に努める。また、それらが発生した場合は迅速、正確、適切に対処する。特に熱中症については、夏季活動時の「暑さ指数」の測定（暑さ指数が31℃以上の場合、スポーツ活動は原則中止）をはじめ、水分・塩分の補給、休憩の取得、軽装や着帽等、熱中症の未然防止、症状発生時の適切な対処（体温の冷却、病院への搬送等）について配慮する。

③ 地域指導者は、V-4「活動時間や休養日等について」を理解し、状況に応じて、生徒、保護者等と相談し、適切な対応を取る。（活動の中止、活動時間の短縮、休養日の変更等）

④ 地域指導者は、生徒への配慮とともに保護者の負担も考慮し、練習や大会、対外試合、対外交流等を精選する。また、そのことについて生徒や保護者と十分に話し合い、計画的に活動を進める。

⑤ 地域指導者は、規定の時間や内容で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行えるようにする。

※生徒が地域クラブ活動に参加しないことを理由に、学校部活動などにおいて不利益となることがないよう十分配慮すること。

(6) 地域指導者の勤務内容及び報酬等

地域指導者の勤務内容及び報酬の対象者・金額・支給条件等は、「指導者」及び「サポーター」の区分毎に次のとおりとする。

【指導者】

① 勤務内容

勤務日時：休日（土曜日、日曜日、祝日）の1日3時間程度

主な職務：休日の地域クラブ活動における実技指導

※これまで学校が担ってきた指導以外の部分（大会の参加申込みや引率・監督、施設の利用調整等）については、学校が中心となって地域に展開できる仕組みを構築し、種目差・地域差等を考慮しながら段階的に地域に展開していく。

② 報酬

対象者	地域指導者のうち、「指導者」として登録した者	
報酬額	1,000円/時間（1日当たり3時間限度）	
ひと月の上限	1日	1,000円×3時間=3,000円
（1日の指導者配置上限は2名）	ひと月	月に土曜日が4回の場合 ⇒ 3,000円×4回=12,000円
		月に土曜日が5回の場合 ⇒ 3,000円×5回=15,000円

【サポーター】

① 勤務内容

勤務日時：指導者に同じ

主な職務：休日の地域クラブ活動における補助的支援

② 報酬

対象者	地域指導者（「サポーター」又は「指導者」）として登録した者	
報酬額	1,000円/日	
ひと月の上限	1日	1,000円×1日=1,000円
（1日のサポーター配置上限は2名）	ひと月	月に土曜日が4回の場合 ⇒ 1,000円×4回=4,000円
		月に土曜日が5回の場合 ⇒ 1,000円×5回=5,000円
その他	「指導者」として登録している者を、サポーター報酬の対象とする場合は、当該報酬対象日に指導者報酬との重複がないこと及び1時間以上の指導を行っていることが条件となる。	

【注意事項（指導者・サポーター共通）】

- ・クラブ毎に主な活動を行う曜日が異なるため、月の『土曜日』の日数を基準とし、算定する。（対象月の土曜日が4日間の場合「4回」、5日間の場合「5回」）
- ・報酬は、「指導者」、「サポーター」の区分を問わず、同一人につき対象月の土曜日の回数分を上限とする。ただし、複数クラブで地域指導者として登録している場合は、地域クラブ毎に上限回数を適用する。
- ・プラスワン活動は、報酬の対象外とする。

(7) 地域指導者の委嘱・登録取り消しについて

【指導者・サポーター共通事項】

- ・下記のふさわしくない行為の通報が、市（文化スポーツ課）にあった場合、市は事実が確認できるまで、地域指導者としての活動を一時停止する。
 - ・市は学校、保護者、地域クラブ関係者等を通じて、事実確認を行う。
 - ・地域指導者の行為を「ふさわしくない」と判断した場合、市が委嘱・登録を取り消す。（事案によっては、学校、保護者、地域クラブ関係者、可児UNICスポーツクラブ等とふさわしくない行為について審議することもある。）
- ※ ふさわしくない行為…暴言、暴力、セクシャルハラスメント、人権侵害、学校の規則を守らない、顧問の指示や連絡等の無視、生徒及び保護者との継続的なトラブル、及び不適切な言動により、クラブ活動上不利益を生じさせたり、活動環境を害したりすること。（例：特定の生徒とSNS等でやり取りする、人格を否定する言動等）

4 活動時間や休養日等について

(1) 活動時間

<平 日>

- ① 学校部活動（自主練習も含む）は、始業前は原則として行わない。
※ ただし、学校長が必要と判断した場合は、保護者の同意を得て実施することもある。
- ② 学校部活動の放課後の終了時刻は、生徒の下校時の安全確保のため、日没時刻を考慮して学校が設定する。
- ③ 学校部活動において、1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。
学校部活動に引き続き実施する場合においても、合わせて2時間程度とする。

<休 日>

地域クラブ活動において、1日の活動時間は「半日以内（3時間程度）」とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。
※ 大会・練習試合等は除く。

(2) 休養日

<平 日>

学校部活動、地域クラブ活動の全てにおいて、5日間のうち1日以上以上の休養日を設ける。
※ 生徒は、各活動を合わせても5日間のうち1日以上以上の休養をとる。

<休 日>

【地域クラブ活動】

- ① 第3日曜日の「家庭の日」を休養日とする。
※ ただし、大会等の関係で学校部活動や地域クラブ活動を運営しなければならないときは、必ず別に休養日を設けることとする。
- ② 生徒の家庭や地域における活動を保障するよう、原則として土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする。
- ③ 平日に学校部活動や地域クラブ活動の時間が十分に取れない場合は、両日とも活動すること

を認めるが、生徒に過度な負担がかからないように配慮する。(両日実施する場合は、休養日を他の日に振り替える。)

※過度な負担への配慮として、1週間の活動可能時間は、学校部活動+地域クラブ活動+プラスワン活動の合計で11時間以内(月曜日を起算日として日曜日までで算出)とする。

- ④ 大会や対外試合等で、休日に連続して活動する場合は、必ず別に休養日を設ける。
- ⑤ 学校部活動における長期休業中の活動は、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

※夏休みは、2週間程度設ける。

【ジュニアクラブ活動】

- ① 「地域クラブ活動」の①～④の限りではないが準ずることが望ましい。
- ② 学校部活動、地域クラブ活動において、活動を計画する際は、生徒が月に1日以上は休養日をとれることが望ましい。

(3) 活動を計画するにあたり配慮すること

【活動団体の責任者】

- ① 原則、中学校体育連盟(県・地区含む)主催の大会については学校部活動で参加すること。その他の各種目協会等が主催する大会については部活動顧問と地域指導者で協議し、学校部活動又は地域クラブ活動で参加するものとする。ただし、大会の規定によっては部活動顧問の引率が必要な場合があるため、その場合は学校と協議して決定すること。
- ② 翌日の学校生活への配慮や、休日であることの趣旨を踏まえ、地域クラブ活動の時間及び終了時刻は十分配慮する。(夜遅い時間になることは控える)
- ③ 次の場合は、学校部活動、地域クラブ活動を自粛する。

ア 学校の定期テスト(中間テスト、期末テスト等)前の1週間程度(学習に向かう配慮)

イ 指導者・サポーター共に活動場所に不在の場合(安全面の配慮)

ウ 気象警報及び熱中症特別警戒情報発令時、またはそれに準ずる気象状況で、市や学校が学校部活動を控えている場合

エ 校内で法定伝染病が流行し、感染の恐れがある場合

オ その他(災害等で社会が不安定な状況、安全確保が困難な状況、特別な事情等)

【可児市文化スポーツ課・可児市体育連盟】

休日に各種目協会等が主催する大会における運営について、学校の働き方改革や部活動改革の趣旨を踏まえ、部活動顧問が関わらない運営を主催者に求めていく。

5 施設利用について

(1) 学校施設の利用について

- ① 学校部活動及び地域クラブ活動は、基本的には所属する学校施設を利用すること。
- ② 地域クラブ活動の土日の活動は、8:00から18:00のうち、必要に応じて学校部活動顧問と相談のうえ、活動時間を決定すること。

(2) 学校以外の施設利用について

- ① 学校以外の施設を利用する場合は、学校部活動及び地域クラブ活動においては利用料を減免とする。(カヤバスタジアム、文化創造センターは減免なし。)
- ② ただし、V-4「活動時間や休養日等について」に記載のある活動時間に準備・片付け時間(活動時間の前後各30分)を追加した時間内であれば、利用料を減免とする。
平日：3時間(活動時間2時間+準備及び片付け時間1時間)
休日：4時間(活動時間3時間+準備及び片付け時間1時間)
- ③ 減免時間を越えた場合は、利用時間すべてを有料とする。
- ④ 練習試合の場合も減免とする。

6 複数校合同部活動について

(1) 複数校合同部活動に対する考え方

複数校合同部活動は、「単一校において、希望する生徒はいるか部を設置していない」、「部は設置しているが部員数が少なく十分な活動ができない」等の場合の救済措置としての制度である。

可児市では、これまで複数校合同部活動の編成に関する取り決め等がなく、事案が発生した都度に、部活動顧問等を中心に話し合いでチーム編成を進めてきたが、少子化や生徒の学校部活動離れ等で部員数の減少が進む中、制度の活用は今後大幅に進むものと予想される。

こうした状況を踏まえ、学校の複数校合同部活動の編成方法を定めることで、生徒の「やりたい活動ができる」環境を整えつつ、生徒や保護者、部活動顧問の負担や不安を軽減し、持続可能な学校部活動・地域クラブ活動の推進を図る。

(2) 複数校合同部活動の編成方法

学校における「合同方式による複数校合同部活動」(以下「合同チーム」という。)の編成にあたっては、「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、「岐阜県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規程」等によるほか、次により行うものとする。

【合同チームの編成方法】

- ① 合同チームの編成にあたり、市内を2地域(西部・東部)に区分し、それぞれの地域の構成中学校を次のとおりとする。

地域名	構成中学校
西部	西可児中学校、広陵中学校、(蘇南中学校)
東部	中部中学校、東可児中学校、(蘇南中学校)

※蘇南中学校は両地域に重複

- ② 合同チームについては、移動に伴う生徒の負担等を考慮し、同一地域の学校間で編成するものとし、2地域とも蘇南中学校を除いた2校でチーム編成することを優先する。ただし、各校の部員数や種目の開設状況、合同チームの継続状況、他市町村の学校とのチーム編成等、特別の事情がある場合はこの限りでない。
- ③ 合同チームの編成にあたっては、原則として単独でチーム編成ができない学校から母体となる学校に声掛けを行い、協議を開始するものとする。(単独でチーム編成できない学校同士の場合は、どちらから声掛けしても構わない。)
- ④ 各学校は、合同チームを編成する場合、生徒、保護者、指導者(外部指導者・地域指導者)に速や

かに説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

- ◎ 上記編成方法は、「拠点校方式[※]による複数校合同部活動」(以下「拠点校部活動」という。)を編成する際にも準用する。

※拠点校方式:在籍校に希望する学校部活動がない場合、参加を希望する生徒を他校の学校部活動で受け入れる方式。

- ◎ 地域クラブ活動は、学校部活動を補完する活動であるため、活動(チーム)体系は学校部活動と同じとする。

7 配慮事項

(1) 安全面及び物品管理

【活動団体の責任者】

- ① 活動場所、施設設備、用具等の安全点検を定期的に行うこと。
- ② 生徒の心身の健康状態を常時点検・観察し、状況に応じて適切な指導や対処をするよう努めること。
- ③ 怪我、事故、損害賠償等に備え、UNICにてスポーツ安全保険に加入する。なお、万が一、事故が発生した場合は、速やかにUNICに連絡すること。
- ④ 生徒が怪我、体調不良の場合は、以下を参考に適切に対応すること。
 - ・首より上の怪我については、基本的にその生徒の保護者にすぐ連絡し受診の依頼をする。(頭部を打ったとき、目に何かが当たったときなどは特に)
 - ・体調不良(熱中症など)の場合は、本人が自分で帰宅できると言っても、保護者に迎えに来てもらい状況や症状を伝え引き渡す。(体調の急変もあり得る)
 - ・救急を要する怪我、症状の場合は躊躇せず救急車を呼ぶ。
 - ・病院で受診をした場合は、受診結果を学校に報告する。
- ⑤ 警報発令時等の対応は、学校教育活動に準ずること。
- ⑥ 施設や用具に破損等が生じた場合は、速やかに学校及びUNICに連絡すること。
- ⑦ 学校部活動で使用している物品は、原則学校部活動と同様に使用できるが、使用する場合は事前に学校と協議すること。

【可児市文化スポーツ課・可児市体育連盟】

- ① 指定管理者が管理するスポーツ関係施設設備の安全点検に努める。
- ② 地域クラブ活動における安全管理について、啓発を行う。

(2) 会計の管理

- ① 学校部活動・地域クラブ活動は、保護者が負担する経費について、保護者会等において目的や用途等を明確に示し、理解を得て徴収する。
※学校部活動及び地域クラブ活動の会計は同一会計とし、会計については、保護者会が独自に徴収して運用するものを指す。

- ② 各部費、各クラブ費等の保管方法は口座管理とし、できる限り現金を取り扱わない。会計処理は、保護者会等が行うものとし、執行や会計について保護者会等で承認を得る。
- ③ 物品購入に関しては、保護者会等で業者の選定を公正に行うとともに、選定の経過を明確にする。また、価格についても保護者に過重な負担とならないよう留意する。
- ④ 物品の管理は、施設管理者と協議する。

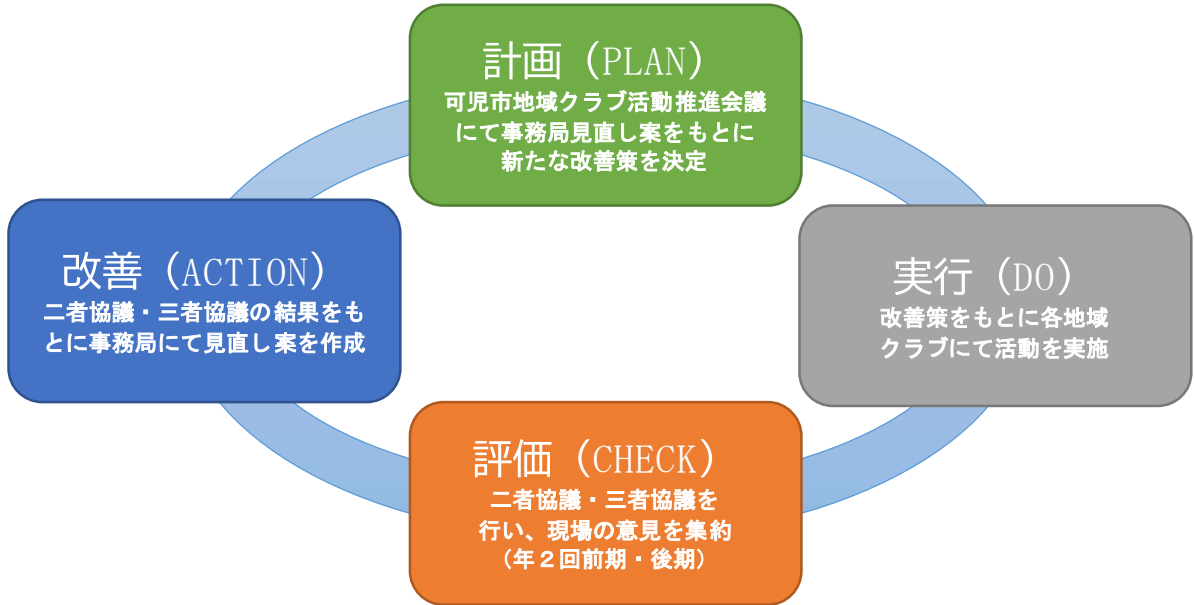
8 今後の地域展開に向けた取り組み

部活動改革自体は、発展途上であり、「やってみる・見直す・修正する」いわゆるトライ&エラー

を繰り返して改革を進めていく。

また、改革を進めるにあたり、学校部活動の良さである体力や技能の向上、さらには、他学年との交流、人間関係の形成など多様な学びの場であることもPRして加入率向上を図るとともに、文化活動やスポーツ活動の更なる推進・向上を図る。

なお、本指針に記載がない部分については、県ガイドラインに基づき実施していく。



VI 今後のスケジュールについて

可児市においても、まずは令和10年度までに「休日活動の完全展開」を基本とし、「学校部活動を補完する地域クラブ活動」を目指す。

平日の地域展開は、現時点では完了期限を定めず、今後の国・県の動向を注視しながら改革方針の検討を進め、種目差・地域差を考慮しながら段階的に順次地域クラブへ展開していく。

現時点でのスケジュールは以下のとおり。

改革実行期間 (前期)		改革実行期間 (後期)	
STEP1 令和8年度～10年度		STEP2 令和11年度	STEP3 令和12年度～13年度
休日の指導部分以外の地域展開		制度設計期間 (平日の改革)	試行実施 (平日の改革)
<ul style="list-style-type: none"> 休日の指導部分以外の地域展開の試行実施 (学校施設予約、練習日調整、大会参加申込・参加の検討) 会員登録及び出勤簿のデジタル化の実施 課題整理、対応、見直し ※令和10年度：国中間評価		<ul style="list-style-type: none"> 国、県の方針に基づく平日の改革方針の検討 運営体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 平日地域展開の検討を経て、試行実施 試行実施から見えた課題整理、対応、見直し 運営体制の整備

VII 問い合わせ先

【部活動改革全般について】

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地 可児市市民文化部文化スポーツ課
TEL :0574-62-1111(内線2433、2434) Mail:sports@city.kani.lg.jp

【各種登録・保険について】

〒509-0242 可児市谷迫間806番地2 可児UNICスポーツクラブ事務局
TEL :0574-60-0673 Mail:kani-unic@ma.ctk.ne.jp

可児市中学生期のスポーツ・文化活動指針

発行年月日：令和3年3月(策定)

改定：令和4年3月

令和6年3月

令和7年3月

令和7年9月

令和8年3月

発行：可児市

〒509-0292 岐阜県可児市広見1-1

TEL 0574-62-1111(代)

FAX 0574-63-6751

編集：市民文化部文化スポーツ課